

令和5年（フ）第198号

静岡県富士宮市阿幸地町99番地
破産者 山静観光株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所富士支部

令和6年（フ）第2618号

名古屋市中区錦2丁目14番10号
破産者 株式会社芳裳苑

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第2619号

横浜市中区花咲町2丁目65番地6
破産者 株式会社KIMONO STYLE美矢

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第2620号

福岡市博多区祇園町4番60号 博多祇園プラザビル5階
破産者 有限会社ファッションブライダルリブレ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第2621号

千葉県船橋市習志野台6丁目3番1―318号、開始決定時の住所愛知県みよし市三好丘旭1丁目5番地7
破産者 大森商店こと 大森 拓自

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第2622号

大阪市中央区大手前1丁目6番4号
破産者 株式会社KIMONO STYLE和夢

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1238号

名古屋市港区小碓4丁目467番地 コンフォルトⅡ203号
破産者 川村 雅尚

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第27号

大阪市浪速区幸町2丁目3番3号宮井OMオフィスビル301号
破産者 株式会社ディープラス

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1328号

大阪市北区梅田3丁目2番123号
破産者 株式会社パワー・アイ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3711号

大阪市中央区谷町9丁目2番29号501
破産者 有限会社コディー産業

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5723号

大阪市北区梅田1丁目1番3号大阪駅前第3ビル25階
破産者 合同会社Liberi

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5763号

鳥取市数津38番地9
破産者 飛鳥建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第514号

大阪市西区西本町2丁目1番27号
破産者 株式会社イングネット

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1033号

大阪市北区中津7丁目9番11号
破産者 株式会社ジオン

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1121号

大阪市住吉区遠里小野3丁目2番29号
破産者 株式会社フリーダムアイ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2199号

大阪府枚方市香里ヶ丘8丁目29番14号
破産者 有限会社ウメダ設備工業

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2332号

大阪市東淀川区菅原3丁目1番3号
破産者 有限会社カンサイテクノ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2333号

大阪市東淀川区菅原3丁目1番3号
破産者 株式会社エムエムコーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2472号

大阪府摂津市鳥飼西2丁目12番1号
破産者 有限会社アトリエタカ

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3155号

大阪府高槻市寿町1丁目19番1号
破産者 株式会社四季彩庵

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第121号

兵庫県伊丹市西台5丁目2―4、商業登記簿上の本店所在地兵庫県伊丹市西台五丁目1番16号
破産者 株式会社友蔵

- 1 決定年月日 令和8年9月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係